

NPO (Non Profit Organization=民間非営利組織) 法案が去る三月、名称を「特定非営利活動促進法」と換えて成立し公布された。この法律はその目的を第一条で「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与する。」こと、「市民が行う自由な社会貢献活動としての非営利活動の健全な発展」を目指すことと定め、新しい公益法人の誕生を促している。新制度の誕生を機に山形県でも主体的で自律的な市民活動が活発化することを望みたい。

わが国では人々は多種多様な趣味を持っている。同好の人々が仲間をつくり、外部からその活動が制約を受けるともない。だが、趣味的な活動は個人の心の在り方に関する世界であって社会性を帯びていない。そして、社会的な活動となると無関心、参加拒否、お役所任せが多い。自治の原点である

べき町内会などの活動も行政の末端組織として存在している感がある。社会に対して行動を起こそうとすると、出るクイが打たれる精神風土もある。ある面では社会主義を標榜する国以上に統制が強く自由度が低いタテ型社会であり、住民の自主的な社会活動が活発な欧米諸国と比べて自治の底が浅く、硬直している社会構造と言える。そういつ社会から脱皮しなければならぬことを告げたのが阪神大震災で活躍したボランティアの登場であり、適切に機能しないこ

とを露呈した行政であった。そして、世界は政治も経済も文化もグローバル時代になり、タテ型社会からネットワーク型社会へ移行し、国家の統制よりも個人の自立が重要視される時代になっている。わが国も意識するしないにかかわらずこの潮流に巻き込まれ、戦後民主主義の制度疲労を修復する新しいシステムづくりが迫られている。行政への依存心が強い山形県が自立度を高めるためにも県民の社会参加を促す基盤づくりが課題となっている。これまで市民団体は法人格を持たないため取引契約を結べず金融機関に口座も開けなかつ

## 研究員の主張

### 公益法人についての考察

## しなやかな社会へNPO

た。活動の拠点となる施設を所有しても資産として管理できず個人に責任が帰属する形になる。活動を支える資金を作ろうと慈善コンサートなどを開いても営利法人並みに課税されてきた。一方で、民法三十四条に基づき社団法人、財団法人になろうと公益法人の資格取得を目指せば数億円が必要になり厳しい資格審査がある。さらに、社会貢献活動に理解のある企業から寄付金を得ようとしても、企業は損金勘定扱いできないので寄付しにくい。実質的に市民活動を排除する社会構造であつ

た。

米国では非営利団体の収益事業はすべて非課税であり、州法によって簡単に法人格を取得できて、連邦税法の寄付金の課税控除制度を利用できる。全米に百十三万の非営利団体があり、六十万の団体が寄付金控除の適用を受けている。このようなシステムが人々の社会参加を促し、自治能力を高め、住民と企業との連帯感を生み、変化にしなやかに対応できる弾力的な社会を形成している。そして、このような活動をGNPの六・七%という巨額な資金が支えている。公益事業は税金と起

債で賄うしかない日本の仕組みではコストが高くなり、柔軟性や機動性に欠け、住民の満足感も得られない。

「特定非営利活動促進法」には税制上の優遇事項は盛り込まれず制度として未完成な内容であり、限定付メリットの法律である。ただ、二年以内にこの点を含めて見直すことになっており、改善の余地はある。つまり、有効な法体系になるかならないかは今後の国民の活動次第となる。そして、官僚統制の息苦しい社会から抜け出し、閉塞した時代を希望に満ちた時代に変えるには、社会正義を重んじ、国民一人ひとりが地域社会を築いていく意識を持ち社会参加することが必要条件となる。そのような条件はまた、地方分権時代の本県の基盤づくりにとっての必要条件